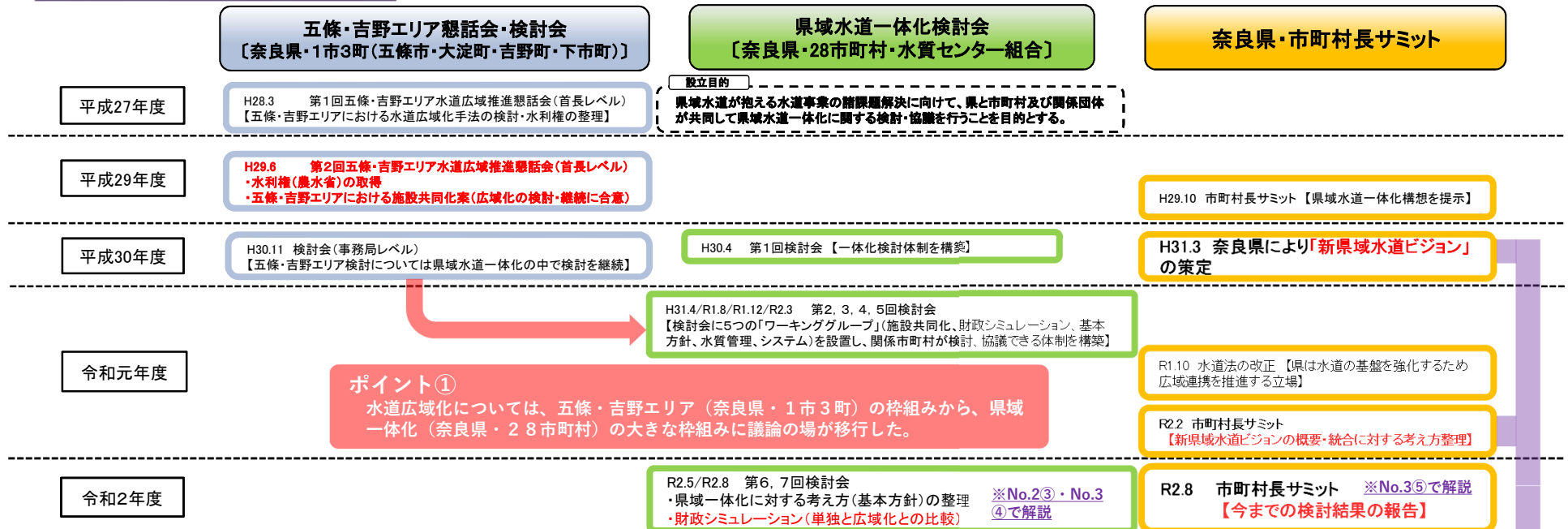


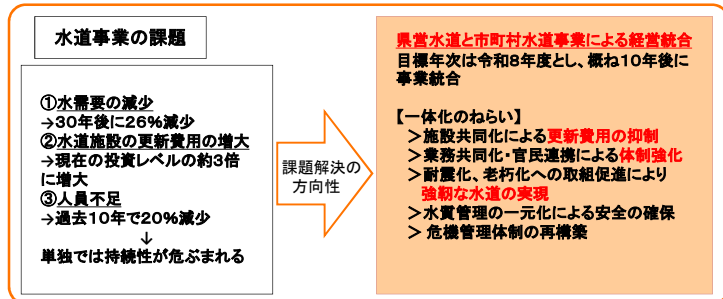
# 水道広域化のこれまでの経緯及び検討内容について

## ①水道広域化のこれまでの経緯

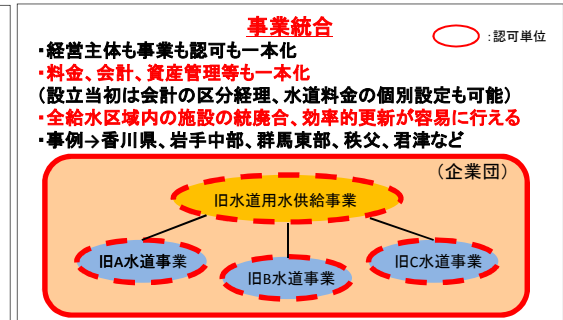
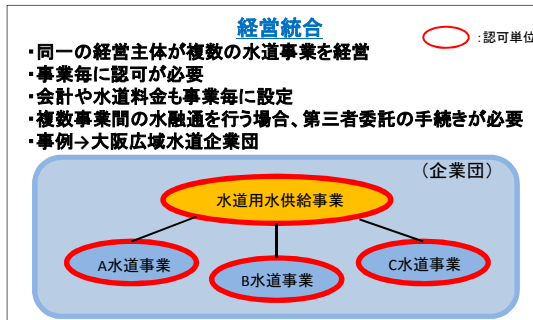


## ②新県域水道ビジョンの概要と統合に対する考え方整理 (R2.2 市町村長サミット資料)

### 新県域水道ビジョンの概要(上水道エリア)



### ※経営統合及び事業統合とは・・・



### 新県域水道ビジョンでは

令和8年度 **経営統合**

当面の間、市町村水道事業はセグメント会計として継続

概ね10年後 **事業統合**

を目的

### 国の意見

【厚生労働省(水道法)】

- 統合は**事業統合**が基本、経営統合では水道事業認可が個別に必要で、かつ施設共同化を行う場合、手続きが非常に煩雑となる。
- 10～20年の事業計画のもと料金統一方針を記載すれば、**事業統合**として認可を一本化できる。
- 【総務省(公営企業法)】
- 一旦経営統合すると個別最適化が優先され、より一層事業統合が困難になる。事業統合が目標ならば、当初から事業統合の方針を進めるべき

### ポイント②

県域水道ビジョンでは、当面の間各水道事業で経営する「経営統合」を考えていたが、検討会(市町村)の議論や国の意見により、企業団設立当初から「事業統合」するように方針が変更された。(※料金については、個別設定も可能であることから、具体的な方針について協議を継続)



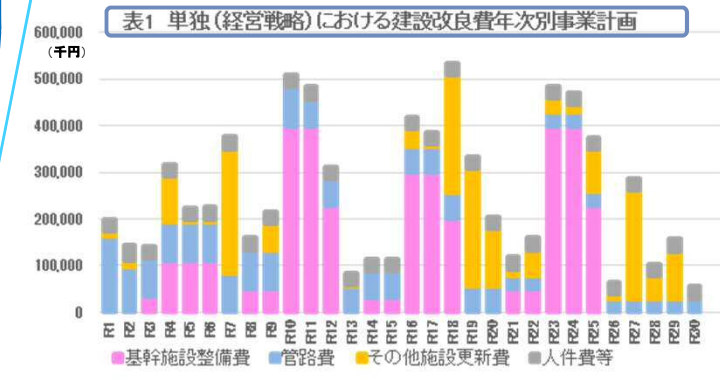
今後の施設の更新計画【投資】：今後の供給単価（料金）を検討する上での大きな要因となる。  
※No.34財政シミュレーションの基礎となるもの

単独における投資の考え方：経営戦略の考え方に基づき水道の安心・安全を守るのに必要な投資経費を算出し計上（R1～R30年度）  
※経営戦略：公営企業の中長期的（10年以上）な経営の基本計画

1. 基幹施設整備費：安定給水や耐震性向上等を目的として基幹施設の整備費用（上記①～④）を段階的に計上【約35億円】
2. 管路更新費用：管路更新の考え方に基づき費用を計上【約15億円（約5千万円/年）】
3. その他施設の更新費用：標準耐用年数（15～60年）の1.5～2倍延命できるものとして合理的に費用計上【約27.5億円】

R1～R30年度投資費用（人件費等含む）  
※人件費は3名分計上      合計 約77億5千万円

**広域化（施設共同化）**  
 桜ヶ丘浄水場：五條・吉野エリアにおける浄水場運転管理・配水管理の拠点としての位置づけ  
 ・五條市（主にテクノパーク）に約2,000m<sup>3</sup>/日の水融通  
 ・水融通を行うことにより、単独における基幹施設整備費や管路更新費用の一部を広域化補助金（事業費の1/3）とすることが可能  
 ・緊急時の対策として、五條市からの水融通を検討



**ポイント③**  
 ・水道の安全・安心を守る観点から、今後の投資額は増加傾向にある。  
 （R1～R30年度投資費用：約77億5千万円 平均 約2億6千万円/年）  
 ・施設共同化（広域化）の場合、水融通をすることで単独における基幹施設等の整備費用が広域化補助金の対象となるが、対象範囲等今後更なる協議が必要。

④検討会における財政シミュレーション結果【単独と広域化の比較】

単独の場合における財政シミュレーションの条件設定

**有収水量の考え方** 生活用：社人研による最新の将来人口に基づき算出 業務営業用：現在の大口水需要家の使用水量を固定して算出  
**有収水量** = 生活用 + 業務営業用 (経営戦略の考え方に基づくもの)  
 ※電気代等動力費に関しては有収水量の推移により算出

**給水原価の考え方**  
 ・営業(運営)費用：現状を維持するものとして決算ベースで計上  
 ・営業費用(減価償却費)：投資の見通しに基づき事業を実施するものとして計上  
 水利権約9.8億円のうち県支払分約4.4億円については、支払い(分割)の最終年度がR7年度となるため、次年度(R8年度)以降から減価償却費が発生  
 ・起債：1億円以上の建設改良事業を行う年度において起債借入

**給水原価をベースにした供給単価(料金)の考え方**  
 ・①供給単価(経営戦略ベース)：5年度程度のスパンで経常利益がプラスとなるように単価設定  
 ・②供給単価(県統一ルール)：5年度程度のスパンで料金回収率が100%を下回らないよう単価設定

広域化における給水原価・供給単価 ※水道サミット資料P7参考

・広域化については事業統合を前提としているため、県域で1つとなった場合の給水原価 供給単価となる。※供給単価は県統一ルールにより5年度程度のスパンで料金回収率が100%を下回らないよう単価を設定

表2 単独経営における各項目の推移(有収水量、給水収益、資金残高、起債残高)

	R1	R5	R10	R15	R20	R25	R30
有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	2,475	2,355	2,193	2,042	1,893	1,754	1,677
減少傾向							
①供給単価(経営戦略ベース)の場合							
給水収益(経営戦略ベース)(千円/年)	308,575	293,614	317,985	326,720	350,205	385,880	368,940
微増傾向							
資金残高(経営戦略ベース)(千円)	1,154,253	958,040	767,833	746,090	674,357	609,485	716,174
減少傾向							
②供給単価(県統一ルール)の場合							
給水収益(県統一ルール)(千円/年)	308,575	293,614	357,459	347,140	357,777	389,388	384,033
微増傾向							
資金残高(県統一ルール)(千円)	1,154,253	958,040	929,767	1,064,998	1,146,887	1,298,895	1,476,727
微増傾向							
企業債残高(千円)	1,308,245	1,323,829	1,881,658	2,089,969	2,952,628	3,475,866	3,098,732
増加傾向							

⑤今までの検討内容【8月19日水道サミット(県・市町村長会議)】

主な内容・スケジュール：水道サミット資料P14～P16参考

統合の時期：令和6年度内に企業団を設立し、令和7年度の事業開始を目指す。(広域化の補助金を最大限活用) 国の補助金適用期間：令和7年度～令和16年度

資産の引継ぎ：関係団体が所有する施設、資金、負債(起債)等の資産は統合時に企業団にすべて引き継ぐ。ただし、引き続き財務上の諸課題については、基本協定締結までに関係団体の合意のうえ決定する。

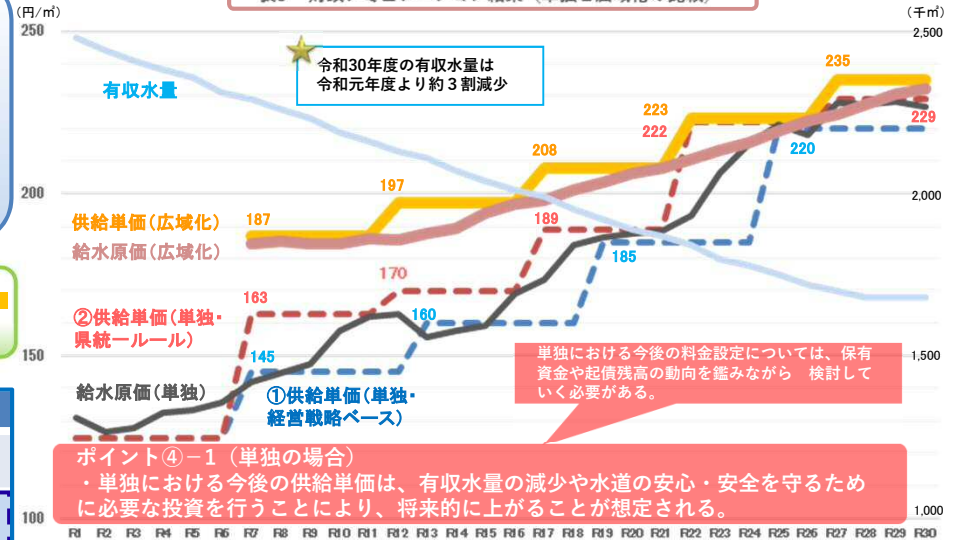
統合の形態：事業統合・料金統一の方針で検討を進める。

水道料金について統合効果がみられない団体(葛城市・大淀町)については、それら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結時までに関係団体の合意のうえ、対応方針を決定する。

供給単価に関して、R7年度統合時点で効果が見られない葛城市、大淀町に対しては、将来的な料金統一を条件に、セグメント経営で対応する。  
 ※セグメント経営とは、企業団会計の中に独立した会計区分を設け、その会計区分の中で、1つの関係団体が、実質的に独立採算で経営していくこと。

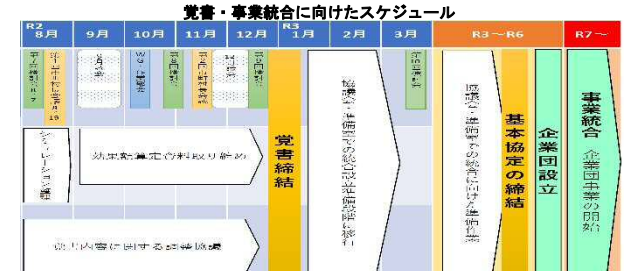
覚書(R3年1月締結予定)：広域化に向けて引き続き協議検討を進めるためのもの

表3 財政シミュレーション結果(単独と広域化の比較)



ポイント④-1(単独の場合)  
 ・単独における今後の供給単価は、有収水量の減少や水道の安心・安全を守るために必要な投資を行うことにより、将来的に上がることが想定される。

ポイント④-2(単独と広域化の比較)  
 ・単独の供給単価(料金)は、今後大規模な更新が必要となることから、現在に比べて大きく値上げが必要となるが、広域化の単価レベルに追いつくまでは約20～25年程度かかる。  
 ・広域化の供給単価(料金)は単独に比べ緩やかに上昇していくため、単独の供給単価が広域化に追いついた以降は、統一料金(広域化)の方が安価となる算算が高い。



ポイント⑤  
 セグメントにより当面の実質的な独立採算は保証されるが、広域化が大淀町の安心・安全・安価な水道事業を担保するかを見極め、12月議会にご報告のうえ、方向性を決定したい。  
 想定される補助金以外の広域化による恩恵  
 ・事業全体が企業団(大きな公営企業)となることによるスケールメリット  
 【①事務関係(電算システム・事務処理・収納業務・開閉栓業務)②事業維持関係(施設関係・管路・漏水等)業務の共同化】  
 ・施設共同化による施設の有効利用(五條市への水融通) ・緊急時の五條市からの水融通  
 ・セグメントにおいて料金の経過措置を受けながら統一料金を適用することで将来的に安心・安全・安価な水道事業につなげることができる。  
 ★単独の場合でも広域化(セグメント経営)の場合でも、技術系職員や会計事務職員等人員の充実が今後の課題となる。